

# イラク政治の方向性

## ― 挙国一致と宗派対立

渡邊正晃

### ●はじめに

昨年末の選挙から続いたイラクの政治的混迷は、五月二〇日に国民議会がヌーリー・マリーキーを首班とする内閣を信任したことにより、漸く収束に至った（但し、治安関係の三閣僚の人事は六月八日に確定）。治安面において米軍中心の多国籍軍への依存が依然として続いているとはいえ、このことは、少なくとも、二〇〇四年六月の主権移譲に始まった政治プロセス上の過渡期が終了したことを意味する。移行国民議会の選挙（二〇〇五年一月）、移行政権の発足（二〇〇五年五月）、移行政権下における恒久憲法の制定（二〇〇五年一〇月）、国民議会の選挙（二〇〇五年二月）を経て、恒久憲法下において発足した正式政権は、そうした流れに注目する限り、正統性を有する民主的政権と見なすことができるが、本稿で見ていくとおり、そのことは、政権の安定性と直結するわけではない。

正式政権には、今回選挙において議席の大部分を占めた主要五党派（図1）のうち、イラク国民対話戦線を除く四党派が参加した。それらの四党派のうち、イラク統一同盟（以下、UIA）、クルディスタン同盟（以下、KA）、イラク協調戦線（以下、IAF）の三党派は、それぞれシリア派（より正確にはシリア派アラブの他、少数ながらシリア派トルクマンおよびクルド）、スンナ派（より正確にはスンナ派アラブ）、クルドを支持層としており、宗派・民族主義勢力と定義することができる。これに対し、残りの一党派である国民イラク・リスト（以下、NIL）は、宗派・民族を横断した世俗的ナシヨナリズム（イラク・ナシヨナリズム）を標榜している。「挙国一致」の掛け声の下に発足した正式政権は、良く言えば「全員参加」、悪く言えば「寄り合い所帯」であり、その立ち上げの調整に要した時間は、選挙から実に五カ月以上の長きに及んだ。本稿では、前半部において選挙後の連立形成を巡る各党派の動きを検証し、

図1 主要5会派および各会派の主要構成政党

- イラク統一同盟 (UIA、128議席):  
シーア派イスラーム主義
- イラク・イスラーム革命最高評議会 (SCIRI)
- バドル組織
- ダアワ党
- ファディーラ党 (5月12日に内閣不参加を表明)
- サドル派
- クルディスタン同盟 (KA、53議席):  
クルド民族主義
- クルディスタン民主党 (KDP)
- クルディスタン愛国同盟 (PUK)
- イラク協調戦線 (IAF、44議席):  
スンナ派イスラーム主義
- イラク・イスラーム党 (IIP)
- イラク民衆全体会議 (GCP1)
- 国民対話評議会 (NDC)
- 国民イラク・リスト (NIL、25議席):  
世俗的ナショナリズム
- イラク国民協約
- イラーキーユーン
- 独立民主グループ
- イラク共産党
- イラク国民対話戦線 (IFND、11議席):  
世俗的ナショナリズム/スンナ派 (?)
- イラク国民戦線

後半部においてそれらの個別的な動きから帰納される政治的な方向性を考察することにより、日々変転する表層の背後にあるイラク政治の力学に焦点を当ててみることを試みたい。

### ● 選挙後の立場表明—挙国一致の呼びかけと会派間の確執

正式政権のあり方に対する各会派の立場は、選挙から間もない一月上旬までにほぼ出揃った観がある。このうち最も早く態度を表明したのはKAであり、ジャラール・タラバーニー・クルディスタン愛国同盟(以下、PUK)党首(大統領)は、正式政権にはKA、UIAだけでなく、IAF、NIL等の議席を有するすべての会派・政党が参加し、包括的な政権となることを希望する(二月二〇日発言)、新たな連立はスンナ派、シーア派、クルドを含む必要がある(二月二五日発言)と述べ、挙国一致政権樹立の方針を明らかにしている(図2①)。昨年一月の移行国民議会選挙に基づき成立した移行政権は、スンナ派アラブによる選挙不参加のため、UIA、KA

の二派連立により構成された。KAは、挙国一致政権樹立の呼びかけを行うことにより、初期の段階において移行政権期の二派連立の継続を自ら否定した。

これに対し、UIAは、挙国一致政権樹立の呼びかけに応じながらも、まずは従来の連立パートナーであるKAとの紐帯強化を優先させた(図2②)。アブド

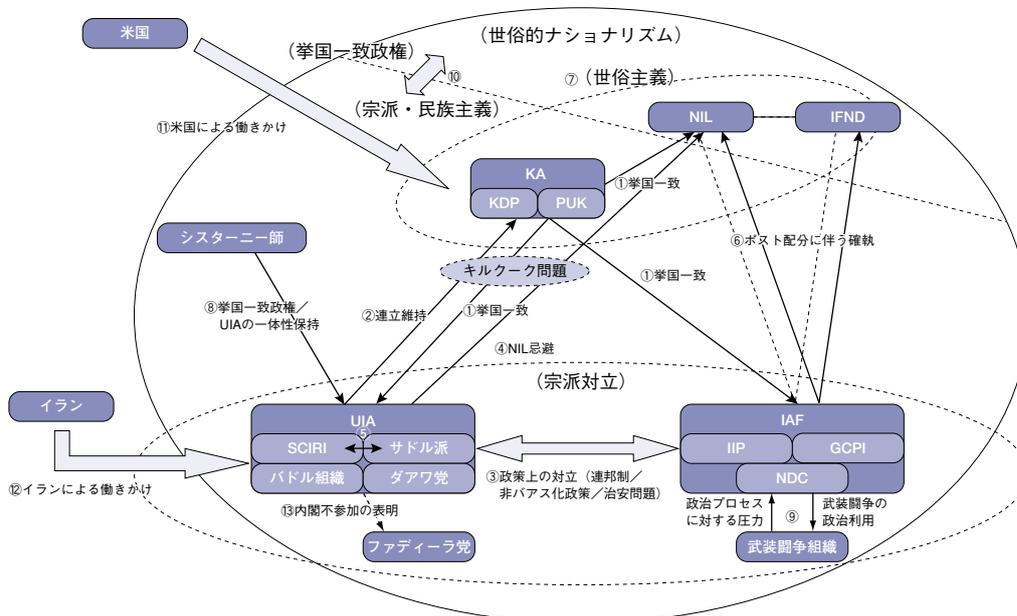
ウルアズイーズ・ハキーム・イラク・イスラーム革命最高評議会(以下、SCIRI)議長は、選挙から間もない二月末にクルディスタンを訪問した際、PUKの本拠地であるスライマニーヤにおいて、イラクにおける連邦制の導入がクルディスタンだけでなく、イラク南部・中部のシーア派アラブが圧倒的多数を占める地域にとっても正しい選択であると述べ、KA、UIAの共通項を強調した(二月三〇日発言)。さらに、同議長は、クルドが帰属権を主張するキルクークの問題の処理において憲法を遵守することを確認し、KAへの歩み寄りの姿勢を示したとされる。

他方、UIAとIAFとの間には、後述するように連邦制、非バアス化政策(旧バアス党員の公職追放)、治安問題をはじめとする国家運営の根幹に関わる問題において埋めがたい隔たりがあった(図2③)。SCIRI幹部のアリー・アッダードは、挙国一致政権樹立の呼びかけに理解を示しながらも、南部・中部に対する連邦制の適用(以下、南部・中部連邦制)、非バアス化政策の継続、旧政権による弾圧の被害者の救済などの原則的事項に関して、あらゆる妥協を拒否する姿勢を明らかにしている(二月二四日発言)。これに対し、アドナン・ドゥラ

イミーIAF代表は、KAへの配慮から、クルディスタンに対する連邦制の適用(以下、クルディスタン連邦制)を湾岸戦争以降の既成事実として容認する姿勢を示す一方で、南部・中部連邦制の実施については、断固として反対する立場を表明している(二月二日発言)。

UIAとIAFとの関係は、立場の相違があるとはいえ、交渉を否定するものではなかったが、UIAのNILに対する態度には、そもそも交渉自体を忌避する傾向が顕著であった(図2④)。UIA幹部であるフサイン・シャハリストターニー移行国民議会副議長(当時、現石油相)は、NILはUIAとの協議に先立ち自派内からの旧政権関係者を一掃し、「自己浄化」を図るべきであると述べ、NILに対して強い調子で警告して

図2 主要アクター間の関係



(出所) 筆者作成。

(注) ① KAによる挙国一致政権樹立の働きかけ。② UJAによるKAとの連立維持の動き。③ UJA・IAF間の対立。④ UJAによるNIL忌避。⑤ UJA内部におけるSCIRI・サドル派間の対立。⑥ ポスト配分に伴うIAF・NIL間の確執。⑦ 主要会派内における世俗主義勢力。⑧ シスターニー師によるUJAに対する働きかけ。⑨ IAF傘下のスンナ派政党と武装闘争組織との関係。⑩ 主要会派内における宗派・民族主義勢力・世俗的ナショナリズム勢力間の対立。⑪ 米国によるKAに対する働きかけ。⑫ イランによるUJA (特にSCIRI) に対する働きかけ。⑬ UJAの内部対立によるファディーラ党の内閣不参加表明。

いる(二月二九日発言)。また、サドル派幹部であるバハー・アラージは、イヤード・アッラーウィーNIL代表(元首相)との交渉が「タブー」であるとして極言している(二月二日発言)。こうした態度は、直接的には非バアス化政策等を巡る各政党、政治家とアッラーウィーNIL代表とのこれまでの関係を反映したものと言える。但し、NILがアッラーウィー代表自身をはじめ自派内にシリア出身のメンバーを擁していることから、支持者獲得を巡る両会派の潜在的な競合の可能性に対してUJAが警戒感を抱いていることを忌避の理由として指摘する向きもある。

KAは、UJAとの折りが悪いIAF、NIL双方との個別的な接触を行い、挙国一致の原則に則った政権参加を促した。一月二日にバグダードにおいて行われたタラバーニーPUK党首とNIL所属のハーJim・ハサニー移行国民議

会議長(当時)との会談後、同党首は、両者が挙国一致政権樹立の原則に合意したことを確認している。また、同日、ドゥライミーIAF代表の率いるIAF代表団は、クルディスタンを訪れ、バルザーニー・クルディスタン民主党(以下、KDP)党首(クルディスタン地域大統領)と会談した。会談後、同代表は、協調に依拠した均衡のとれた政府の発足に向け、IAFがすべての会派との協議を継続していくつもりであるとの立場を表明している。

こうしたKAの働きかけにもかかわらず、挙国一致政権樹立に向けた動きは、UJAが非妥協的な立場を採り続けたことから、遅々として進展しなかった。これに対し、最終選挙結果が発表された二月一日、アッラーウィーNIL代表は、「一部の勢力」が南部・中部連邦制に固執することは、緊迫した情勢において「火に油を注ぐ」ことに等しいと述べてUJAを批判し、さらに、二月二日には、タラバーニーPUK党首が、ザルメイ・ハリルザード在イラク米大使との共同記者会見の席上、KAはNILを排除するいかなる政権にも参加しないことを明言した。ここに至り、UJAは、漸く態度を軟化させ、二月一四日、ハキームSCIRI議長は、連立形成において特定会派を忌避することはないとの点を確認した。このことを受け、二月一五日、ドゥライミーIAF代表は、NIL、IFNDとの共同交渉団を結成し、連立形成交渉に臨むことを表明した。さらに、数日を遡る二月二日には、UJA内部の投票により次期首相候補がイブラヒム・ジャアッファリー・ダアワ党党首(当時首相、以下同様)に一本化されたため、政権の立ち上げに向けた動きは一挙に加速するかに思われた。

● シア派聖廟爆破事件以降の展開—ジャアファリー—再選阻止

しかしながら、二月二日にイラク中部のサーマッラーにおいて発生した Shia 派聖廟爆破事件は事態を一変させた。事件

発生の時点において、容疑者は特定されていなかったが、聖廟爆破の知らせが伝わると、バグダード等においてシリア派民兵組織が関与するとされるスンナ派モスク、スンナ派住民への襲撃が頻発し、一部情報によれば、事件後一週間程でスンナ派住民の死者は数百名に達した。事件翌日の二三日、ハラフ・ウライヤーン国民対話評議会（以下、NDC）議長は、ジャアツフアリー首相の率いるシリア派主導の移行政権がスンナ派住民の保護を怠ったと述べるとともに、抗議の意志を表明するため、IAFによる連立形成交渉の一時中断を宣言した。

その直後の二月二七日にジャアツフアリー首相が行ったトルコ訪問も、事態の混迷を深めることとなった。情勢が緊迫する時期に同首相が敢えてトルコを訪問した理由は明らかではない。しかしながら、KAにとって、バグダードの中央政府と自国内にクルド民族問題を抱えるトルコとの関係は、極めて微妙な問題であり、同首相が、タラバーニー大統領（PUK党首）にすら知らせることなくトルコを訪問したことは、それまでにKAがジャアツフアリー首相に抱いていた不信任感を深め、KAと同首相との関係に修復し難い亀裂をもたらした。二月二十八日、大統領府は、事前協議がなされなかったことを理由としてジャアツフアリー首相のトルコ訪問を非難する異例の声明を發出し、三月四日、KAは、首相の再選に異議を唱える書簡をUIAに送付した。さらに、同日、IAFも、ジャアツフアリー首相の再選を拒否する立場を明らかにし、首相再選阻止の包囲網が、KA、IAFにより形成されることとなった。

但し、このことは、KA、IAFとUIAとが全面対決したことを意味するわけではない。UIA内部においてジャアツフアリー首相の擁立を支持したのは、同首相の出身母体であるダアワ党の他にはサドル派であり、首相再選阻止の動きは、サドル派の猛反発を引き起こした。首相自身が立候補断念を拒否したことは言うまでもないが、サドル派もジャアツフアリー支持の立場を崩さず、同派幹部は、「ジャアツフアリー外し」がサ

ドル派の政権不参加（即ち、UIAの分裂）に繋がることを警告した。他方、SCIRIは、次期首相候補の一本化を巡るUIA内部の投票の際、自派のアーデル・アブドゥルマフディーン副大統領を擁立し、僅か一票差でジャアツフアリー首相を支持するサドル派、ダアワ党に破れた経緯があることから、同首相に翻意を促す姿勢を見せた。結果として、首相再選阻止の動きは、UIA内部におけるSCIRIとサドル派、ダアワ党との相違を浮き彫りにすることとなった（図2⑤）。

四月一日にはライス米国務長官およびストロー英外相が、共にイラクを訪問し、各党派の指導者に対して迅速な政権発足を促したが、首相再選阻止を巡り、組閣の動きは、以後二週間以上にわたり膠着状態に陥った。結局、ジャアツフアリー首相は、四月一九日に至り漸く立候補断念を公表し、四月二二日に開催された国民議会会合において、マフムード・マシユハダーニー国民議会議長（IAF）、タラバーニー大統領（KA、再選）が選出された後、ジャアツフアリー首相側近としてダアワ党を切り盛りしていたヌーリー・マリーキー（UIA）が首班指名を受けた。

ジャアツフアリー首相が立候補断念を表明する少し前から、各党派は、急速にポスト争奪に傾いていき、その中で今度はIAFとNILとの間の確執が表面化していった（図2⑥）。恒久憲法の規定上、三つのトップ・ポストである大統領、国民議会議長、首相には、それぞれ副大統領、副議長、副首相が二名ずつ任命されることとなっている（但し、副大統領および副首相については、現行国民議会の任期中には二名の任命が規定されているが、その後の定員数については明確な規定がない）。このことは、これらのトップ・ポストが、主要な宗派・民族であるシリア派、スンナ派、クルドにより三分割され、それぞれの副ポストに、正ポストを獲得しなかった宗派・民族の出身者が充てられることを事実上の前提としている。これに対し、NILは、そうした「暗黙の了解」が憲法のどこにも明記されて

いないことを盾に、まず副大統領ポストを、次に副首相ポストを要求したが、N I Lとの共同交渉団を組織していたI A Fは、自派の「取り分」がN I Lに渡ることを嫌い、N I Lの要求を退けた。「アッラーウイーが副大統領ポストを欲しがっているが、それは我々のものである」（四月一八日付A F P電）というザール・フィール・アーニーI A Fスポークスマンの露骨な発言は、N I Lの要求がポスト配分を複雑化させていることに対するI A Fの不快感を如実に物語っている。これに対し、N I Lは、こうした要職人事が宗派主義的であり、イラク・ナシヨナリズムの精神に悖ると非難している。

### ●均衡の要因Ⅰー包括のベクトル

これらの個別的な動きからうかがい知ることができるのは、突発的な要因が介入しない限りにおいて、K Aを中心とする「包括のベクトル」（図2①）とU I A・I A F間の対立を中心とし、N I Lを巻き込んだ三つ巴の「対立のベクトル」（図2③、④、⑥）とが同時に作用し合い、その中で全体的な均衡が保たれている構図である。このうち、K Aによる包括志向の根底にあるのは、自派に有利な憲法条項の実施を可能にする政治状況を創り出すことが、クルド民族主義の利益に繋がるという認識である。昨年一〇月の国民投票により承認された現行憲法は、施行と同時にクルディスタン連邦制の自動的な実施を定めており（第一一三条、第一項）、クルドが帰属権を主張するキルクークの問題について、旧政権が実施したアラブ化政策の矯正による人口構成の「正常化」、人口調査、帰属に関する住民投票といった段階的措置により、二〇〇七年末までの解決を定めている（第一三六条、第二項）。また、キルクーク周辺の油田地帯は、イラク原油の約三分の一を生産しているが、石油・ガス資源の取り扱いにおいて、現行憲法は、中央政府に加え、連邦制に基づく地域政府（この場合にはクルディスタン地域政府）および生産州の権限を認めている（第一〇九条）。一九九

一年の湾岸戦争以降、実質的な自治を享受してきたクルドにとつて最も重要な課題は、イラクの体制が自派の民族主義的要求の実現を保証することである。このことから、現状においてK Aは、闇雲に独立を目指すよりも、仲介者として各会派の融和を促し、憲法条項を実施し得る「機能するイラク国家」を実現することを、自派の課題を達成するために最も現実的な方策と見なしている。

但し、そのことは、逆から見れば、現行憲法の条項を実施しないイラク国家、即ち、K Aの立場から見れば「機能しないイラク国家」の中に留まることにK Aがインセンティブを有していないことを意味する。実際、昨年一一月に行われたテレビ・インタビューの際、バルザーニーK D P党首は、クルドが連邦制に基づく民主的、多元的なイラクの一部となりうると述べる一方で、イラクに内戦が勃発した場合には、クルドが独立を宣言するであろうことを示唆している（二月二〇日発言、「アツシヤルキーヤ」テレビ）。予想される近隣諸国の猛反発を考慮すれば、K Aがすぐに独立宣言の挙に及ぶ可能性は低く、同党首の発言は、多分に政治的な圧力あるいはクルド民衆に対する「国内的」なアピールと考えられるが、現状でのK Aのイラク国家観を表しており興味深い。

K Aによる包括志向は、他の主要会派による肯定的な反応を引き出したが、各会派の立場は、主唱者であるK A自身がそうであるのと同様、あくまでもそれぞれの利害に基づくものであった。特に今回選挙において議席数を四〇議席から二五議席へと大幅に減らしたN I Lにとつて、「全員参加」を目指すK Aの動きは、イラク・ナシヨナリズム的な大義名分の下で選挙結果の不利を覆す機会を与えた。また、ナシヨナリズムの対象がクルド民族か、イラク国家かという違いこそあれ、K A、N I Lは、共に世俗主義に依拠しており、両者の紐帯強化は、双方にとつて、主要会派内のイスラーム主義勢力であるU I A、I A Fとの均衡を図る上で有効であったとも言えよう（図2⑦）。

他方、今回選挙で一二八議席を獲得し、第一党の地位を占めた U I A は、「全員参加」のコンセプトが選挙結果の軽視に繋がることに警戒感を示しつつも、K A による挙国一致政権樹立の呼びかけには一定の理解を示した。こうした U I A の態度には、K A との関係維持の意向に基づく K A への配慮に加え、昨年一二月末の段階において、シーア派宗教界の権威であるシスターニー師が、挙国一致政権樹立に向けて他会派と協力するよう U I A に指示を発していたことが影響を与えている(図2⑧)。

U I A の選挙結果重視の傾向に対し、初参加の今回選挙で四四議席を獲得し、第二党の位置に着けた I A F は、一月上旬に行われたドゥライミー代表によるクルディスタン訪問の際の発言(「選挙後の立場表明―挙国一致の呼びかけと会派間の確執」の項を参照)から見て取るができるように、選挙結果以外にも各派の協調を重視し、協調に基づく挙国一致政権の樹立を主張している。I A F の狙いは、移行政権期のように U I A が議席数にものを言わせて強権を獲得することを阻止し、U I A、K A と対等の立場で政権参加を実現することにあると考えられる。アーニー I A F スポークスマンは、混迷状況を打開するための理想的な方法は、各会派が対等な立場で参加し、協調に基づく挙国一致政権を樹立することであると指摘しているが(一月二三日発言)、「全員参加」のコンセプトは、ここでも自派の利害に引き寄せられた形で使われている。

要するに、挙国一致政権樹立の呼びかけは、程度の差こそあれ、いずれの会派にとっても支持しうるものであり、そのことは、K A 主導の包括志向に一定の求心力を付与したと言える。そうした方向性は、今後、例えば、キルクーク問題等の処理を巡り、K A と他会派との対立が先鋭化することにより、K A を取り巻く状況に劇的な変化が生じ、K A が分離傾向を強めるような状況が出現しない限り、当面は継続することが見込まれる。現行憲法は、首班指名の前段階においてなされる大統領評議会(正・副大統領により構成)の選出に際し、国民議会議員の三

分の二以上の支持を求めており(但し、次期国民議会以降、この規定は大統領の選出のみに適用)、各会派のコンセンサスを重視しているが、実際の政治状況においては、そうした憲法条項以上に「全員参加」を志向する傾向が強いと言えよう。

### ●均衡の要因Ⅱ―対立のベクトル

U I A と I A F との対立は、連邦制、非バアス化政策、治安問題に関する立場の相違に最も顕著に現れている(図2③)。

U I A は、南部・中部連邦制を適用し、これらの地域に強力な権限を付与すべきことを主張しているが、U I A がそうした立場を採る背景には、旧政権の抑圧的性格と結びついた中央集権制に対するシーア派住民の根深い不信感がある。また、湾岸戦争末期に南部において発生した住民の武装蜂起に対する政権側の容赦ない弾圧、その後のシーア派住民を対象とした差別待遇も、未だに人々の記憶に新しい。南部・中部連邦制の導入は、旧政権を亡命先の国外で過ごした S C I R I をはじめとする U I A 傘下の政党が、党勢拡大を図る過程において、国内の支持層を抱くことができた。あるいは過剰対応)した結果と見なすことができる。但し、南部・中部連邦制の導入に対する立場は、U I A 内部でも一致しておらず、国内において発生した政治運動であるサドル派は、「占領下」における連邦制の導入が国家分裂に繋がるとして、その延期を主張している。これに対し、歴代政権において中枢を占めることの多かったスンナ派アラブは、一般的に強い中枢復帰志向を抱いている。また、イラク西部・中部のスンナ派アラブが圧倒的多数を占める地域は、現段階においてほとんど原油を生産していないことから、連邦制が導入された場合、石油収入の配分に関する意思決定プロセスから排除される可能性があり、そのことに対しても、スンナ派アラブは危機感を募らせている。そのため、I A F は、クルディスタン連邦制に対し、クルドの民族自決権に属する問題として容認の姿勢を示す一方で、南部・中部連邦制の導入に

は強い反対の立場を表明しており、その点を憲法修正に反映させることを目指している。

非バアス化政策は、旧政権のバックボーンであったバアス党の影響を新生イラクから払拭することを目的とし、一定ランク以上の旧バアス党員の公職追放および一定ランク以上の政府職員からの旧バアス党員の排除を基本としている。二〇〇三年五月に占領当局が発出したC P A命令第一号および第五号により開始された同政策は、その後、恒久憲法により踏襲され、国民議会に附属する独立委員会である非バアス化高等委員会が、政策の実施を担っている。南部・中部連邦制と同様、非バアス化政策は、当初からシーア派政治家による支持獲得の手段として政治利用されてきた傾向が強く、特にハキームSCIRI議長は、選挙後、正式政権において非バアス化政策の継続を優先すべきことを繰り返し発言している。これに対し、スンナ派アラブは、非バアス化政策が実際の運用においてスンナ派排除の手段と化しており、その結果、軍・治安機関を含む政府機関からスンナ派アラブが組織的に排除されていると見なしている。そのため、IAFは、非バアス化政策関連法の再検討、同法が政府機関における宗派排除の手段とならないことの保証を政治綱領の中で求めている。但し、ダアワ党出身のマリーキー首相は、就任以来、国民和解促進を進める目的から、従来の非バアス化政策を見直す用意があることを発言しているため、今後、この点に関し、IAFとUIAとの間に何らかの妥協点が見出される可能性も否定できない。

治安悪化の原因に関するUIA、IAFの見解の相違も、政府機関からの特定宗派の排除の問題と密接に関係している。IAFは、UIA、KAの二派連立により成立した移行政府において、SCIRIが内相ポストを獲得した結果、SCIRI傘下のシーア派兵組織が治安機関を独占し、スンナ派アラブに対するテロを実行することになったと主張し、「占領」の継続と共にそのことを宗派抗争の根源と見なしている。この点に関

し、スンナ派アラブ住民の暗殺に関与した容疑で多数の警察官が米軍により拘束され、二月に内務省が調査委員会を設置したことは、IAFの主張を部分的に裏付けることとなった。これに対し、UIAは、イラク・アル・カーイダ機構、旧政権関係者などを含むスンナ派武装闘争組織がイラクにおいて宗派抗争を扇動していると主張するとともに、IAF傘下の政党がスンナ派武装闘争組織を政治的に利用しているとして、これらの政党に対する不信感を隠さない(図2⑨)。一月上旬にシーア派の聖地であるカルバラにおいてテロ事件が発生した際、ダアワ党幹部であるヌーリー・マリーキー(現首相)は、テレビ・インタビュウの席上、名指しすることを避けつつも、テレビに登場する一部のスンナ派政治家が武装闘争を支持していると非難している(一月五日発言、「アル・イラーキヤ」テレビ)。

なお、この点について、IAFは、政治綱領の中で抵抗運動とテロ活動とを峻別すべきであり、「占領下」における民衆の合法的権利としての抵抗運動は認知すべきであるとの見解を示している。

ここで留意すべきは、実態上、宗派主義的な利害に基づく主張を展開しているとはいえず、UIA、IAFは、双方ともイラク国家の枠組自体を否定してはいないという点である。即ち、両者は、国内的な分離を明示的な目標として掲げているわけではなく、イラクの国境を越えて近隣諸国の同胞との連帯を求めているわけでもない。勿論、宗派主義的な利害対立が、結果としてイラク国家の分裂傾向を助長する可能性は多分にあると言えよう。しかしながら、少なくとも表向きには、UIA、IAFは、そもそも自派の主張が宗派主義的であるとは自己認識しておらず、むしろ、自派の要求の実現がイラク国家および民衆の利益の向上に資すると見なしている。この点において、「対立のベクトル」は「包括のベクトル」と異なるわけではない。昨年一二月下旬にスライマニーヤにおいてハキームSCIRI議長が連邦制支持の発言を行った際(「選挙後の立場表明」挙

国一致の呼びかけと会派間の確執」の項を参照)、同議長は、連邦制の導入の理由がイラクの統合強化、イラクからの独裁制、宗派・民族主義の駆逐であると述べている。同様にIAFも、政治綱領の中でイラク国家アイデンティティの強化、宗派・民族的なポスト配分方法の放棄を謳っている。このことは、皮肉なことに、KA傘下のPUKが、政治綱領の中で(厳密には「クルド民族の自決権の達成」ではないものの、地理的領域としての)「クルディスタンの民衆の自決権の達成」を明示的な目標として掲げる一方で、実態上、イラク国家の統合強化を図る方向で行動していることと対照的と言える。

なお、紙幅の都合上、詳しい分析は割愛せざるを得ないが、今回選挙の結果、UIA、KA、IAFの三会派が全二七五議席中、計二二五議席を獲得し、NILが議席を大幅に減らしたことは、イラク政治の現状において、宗派・民族主義の政治潮流が強い影響力を有し、他方、宗派・民族を横断する世俗的ナショナリズムの政治潮流が地位を低下させていることを示している。前項において触れた連立形成の段階におけるUIAにおけるNILの忌避、ポスト争奪が佳境に入ろうとしていた段階におけるIAFによるNILの排除の動きからは、勢力後退が明らかになったNILに対し、様々な局面において排除の圧力が作用したことがうかがわれる。さらに、包括志向を主張してきたKAでさえ、ことポスト争奪に関する限り、「挙国一致」の原則と矛盾する立場を採る場面があり、KAの重鎮であるマフムード・ウスマーンは、四月下旬の段階において、組閣が「選挙結果」に基づくべきであり、すべての会派が組閣に参加することは必要ないとまで発言し、事実上、NILを牽制している(四月二三日発言)。これらの点は、宗派・民族主義の政治潮流と世俗的ナショナリズムの政治潮流との間で利害の不一致があることを示唆している(図2⑩)。「包括のベクトル」とは矛盾するが、UIA、IAF、KAは、シーア派、スンナ派、クルドという宗派・民族のラインに沿って権力を分割することが

中央での政権運営を容易にすると認識している面があり、自派の利害に照らし、場合によっては、そうした認識に基づいて行動しているようにも思われる。

### ●おわりに

イラク政治の現状は、主要アクター間の権力闘争の結果として安定的な政治構造が確立されるには至っていないものの、その過程において、「包括のベクトル」と「対立のベクトル」の間で一定の均衡が成立している状況と分析することができる。勿論、この分析は、流動的な情勢から導き出された暫定的な結論であり、また、国内的要因だけに注目することにより、イラクの現実の複雑性を敢えて捨象し、単純化したものである。こうした均衡状態は、現状を覆す要因が顕在化しない限りにおいて、当面は継続することが予想され、その結果、分裂・分断状況が急激に生じる可能性は低いものの、イラク政治は、主要アクター間のコンセンサス形成の困難から、正式政権の発足過程において認められたような膠着状態に陥りやすくなることが予想される。特に、今後、国民議会において予定される憲法修正を巡る議論の展開では、UIAとIAFとの対立、KAによる仲介の働きかけというパターンが繰り返される可能性がある。なお、現状に決定的な変化をもたらしかねない要因としては、①UIA内部の対立、②キルクーク問題を巡るKAとUIAの一部(特にサドル派)との対立、③IAFとスンナ派武装闘争組織との対立の三つの可能性が考えられる。これらの要因の分析については、別稿に譲ることとしたいが、こうした対立は、いずれも「包括のベクトル」、「対立のベクトル」に影響を及ぼし、微妙な均衡状態を大きく揺さぶることに繋がりがかねない。政治プロセス上の過渡期が正式政権の発足をもって終了したとはいえず、イラクに政治的安定が確立されるまでには、未だ道のりは長いと言えよう。(二〇〇六年六月二二日脱稿)

(わたなべ まさあき／アジア経済研究所地域研究センター)